

議会改革実行委員会日程

平成26年8月5日(火)

場 所 : 委員会室

1 【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について(資料1)

2 【議長諮問事項2】意見交換会について(資料2)

3 その他

(1) 【議長諮問事項 1】 委員会のインターネット中継について (資料 1)

【木村委員長】 まず前回 7 月 22 日の会議の協議状況を受けて、市側からの意向について事務局に報告してもらいたい。

【事務局次長】 前回の協議状況では、実際に協議を行っている 3 点のうち、1 点目の予算書・決算書の説明の省略については合意がされているものの、2 点目の委員外議員の発言のあり方と 3 点目の予備日の扱いについては、各会派持ち帰りとなり、本日協議することとなっていた。

市側との調整を進めていく際に、議会としての考え方が一本化されているかが必ず問われる中で、改めて事務局内で協議し、現段階で市側の意向を確認することは非常に難しいと判断した。議会の意向が固まっていないということで保留させてもらっている。本委員会で具体的な内容が決まれば、市側と改めて調整したいと考えている。

【木村委員長】 議会での統一された考えがなければ、市側のほうに確認できる段階ではないとの判断である。不満な部分もあろうが、やむを得ないと思う。

前回、資料 1 の協議状況の 2 点目と 3 点目については、公明党からの提案を各会派持ち帰って、きょう会派の意見を出してもらうことになっていた。各会派の意見を伺いたい。まず、公明党はどうか。

【吉澤委員】 2 点目の委員外議員の発言については、資料 1 の②にある案 4 で提示されている委員外議員の発言を回数で制限することが会派の意見である。「極力、簡潔に発言をする」という議会運営委員会決定の申し合わせ事項があるが、「極力」という曖昧な表現よりも明確に回数を決めたほうがよいとの会派の考えから、公明党は案 4 とした。

3 点目の「その他の取り組み」についての、「ただし、例外として、どうしても終了しない場合は、予備日 1 日を活用する」という部分は削除したい。

【木村委員長】 その他の会派は、この意見についてどうか。

【井上委員】 新政クラブも公明党案に非常に近い。委員外議員の発言もそうである。議長が今年度中にこの話を推し進めて予算措置をしたいのか確認をした。議長は、そうではない、との確認ができた。今の委員会の考えは、ただ中継を実施するという考えだが、視聴する側が見やすい委員会中継はどのようなものであるかを、しっかり議論して決まった上でないと、委員会のネット中継はしないという考えである。

【木村委員長】 それは資料 1 に示された以外にも新たな課題もあるということか。

【井上委員】 それは今後の議論である。例えば、委員会では市民からの陳情がいつ始まるかわからないなどの現状を、どのようにしていくか議論を詰めるなければならないと考えている。

【宮応委員】 前回の会議の中で公明党は、委員会のインターネット中継の

実施で、議論を尽くさずに委員会審議を切ることになるのは本末転倒だという意見であった。先ほどの吉澤委員の話では、時間は午後5時、6時とし、予備日も利用しないということか。そうであれば審議の保障はどこにあるのか。

【吉澤委員】 先ほどは、資料1の文案を読んだだけであり、審議自体は十分行うのが会派の意見である。本末転倒と言った前回の考えは変わらない。

【宮応委員】 午後5時、6時に終了するのではないと理解してよいか。

【吉澤委員】 その時間で終了させるものではない。

【宮応委員】 了解した。日本共産党の意見は、前々回の委員会でも話したとおり、審議は十分に作る。そのために、わかりやすい質問ができるよう努力をする。午後5時、6時に終了するのが健康上の問題や職員の拘束時間を考えての問題と捉え、皆がそれに合意するのであれば、予備日の利用をすることで態度を変更することは可能である。委員外議員の発言については、前回配付資料で委員外議員の発言を認めている県内他市の議会が少ないということにはわかった。

しかし、勝手に委員外議員が発言しているのではなく、発言の申し出をして、委員の合意のもとに委員長から許可を受けて発言をしているので、委員外議員の発言はきちっと認めるべきである。これは前回の意見と変わらない。

【木村委員長】 公明党の案4は受け入れられないということか。

【宮応委員】 新たに定めをつくらず、現状のままでいいというのが日本共産党の意見である。

【木村委員長】 新政クラブからの、委員会の進め方についてのあらゆる議論を詰めてからネット中継の実施をすべきだと意見についてはどうか。

【宮応委員】 今、まさにこの委員会で決めている。井上委員の意見が改選後の新しい委員会で決めるということなら、必要であればこの後、何回か議論をすることはあっても、今期中に決めるべきだと日本共産党は考えている。

【井上委員】 委員会のインターネット中継実施ありきで、期間を区切って議論を縮めてしまうよりは、きちんと議論する時間をとって委員会の進め方を決め、まず実践してから中継を実施するほうが責任あるやり方ではないか。

【宮応委員】 そういう手はずを踏むことは、あり得るとは思う。

【井上委員】 実行委員会であるのだから、実行するために、ここで決める議論は大事である。

【木村委員長】 今期中にそれができるかどうかは難しい。後にも議論すべき諮問事項が残っている。

【河崎委員】 神奈川ネットワーク運動も、前回と意見は変わっていない。委員長による運営と進行判断が役割としても大きい。委員側からの発言が少ないのであれば、委員外議員の発言を認めてよい。委員だけでなく議会としての責任を市民に見せるという意味で活発な審議が行われていることを伝えるべきだと思う。ただし、午後5時や6時には委員会を終了するように、進行すべきと考える。新政クラブの意見の中で、市民が見やすい中継という点

は、すでに中継カメラの仕様が定点カメラで議員席に向いており、市側の発言も声だけになる。それならば、委員外議員の発言も声だけというのは致し方ないと思う。

ここでとことん議論して合意をしなければ委員会中継をスタートできないというのではなく、実施しながら徐々に修正すべきと考えている。何よりも来年度から予算対応して、委員会のインターネット中継が実施できることが重要である。

【木村委員長】 公明党の案4に対してはどうか。

【河崎委員】 委員会の委員の発言が非常に低調なときの委員外議員の発言は回数制限せず、やったほうがいい。しかし、審議が深夜に及ぶのはいかなものかと思っている。午後5時、6時を目途に委員長がきちんと進行管理をするべきである。

【木村委員長】 予備日についての考えはどうか。

【河崎委員】 予備日ありきではないという意見だと捉えている。予備日は以前から設けているので緊急でやむを得ない場合は今までどおりの運用でよいと思う。予備日を今以上に活用しようという考えはもっていない。

【木村委員長】 各会派の意見はそんなに隔たりがないと思ってよいか。

【吉澤委員】 運用にまで話が及んでいない。時間や、中継の仕方など、さまざまなことについて課題があると思う。皆が議論をして全会一致で合意に至るまで運用方法を話し合っていないのではないか。これからの話である。

【木村委員長】 明るいまらい・やまとはどうか。

【赤嶺委員】 委員会のインターネット中継については、こうあるべきだという意見は前回申し述べたとおりである。各会派からさまざまな意見が出ており、合意を目指していかなければならないと思っている。合意点が見いだせるのであれば、来年度から委員会中継を実施していくという点では歩調を合わせていきたい。

委員外議員の発言の制限に関しては、これまでの申し合わせどおり運用し、どれだけ委員外議員の発言に時間がとられているのか記録して、その影響というものを検証していく必要がある。そこで大幅な時間の削減にあるなら、効果があると受けとめるし、あまり時間が変わらないのであれば、制限をすること自体に意味があるのかということになる。ここは調査の必要があると思う。

予備日については、不測の事態に対応するためのものと考えている。ただ審議時間が伸びたというだけで予備日を活用するのはどうか。対応できるのであれば、その日のうちに審議を終わらせたほうがよい。それでも時間が足りないのであれば、会期日程の見直し等も検討する必要があるのではないか。

【木村委員長】 以前、多数決もあり得るとの話をしたが、議長は大事なことなので全致一致の方向で諮り、意見の一致が見られなければ、無理に委員会中継を来年度実施ありきで進めることは避けてほしいという意向であるとのことであった。これを念頭に、公明党と新政クラブの提案に対して皆さん

が合意できるかどうか、それを詰めた意見を伺いたい。それでまとめれば、とりあえず本件について何らかの結論を出し、どういう形で申し送りをするかも含めて考えたい。

すでに全12回の会議のうち4回目を迎えており、意見交換会など他の諮問事項についても協議を進めなければならない。

【宮宥委員】 委員会のインターネット中継をしないほうがよいとは誰も言っていない。代表者会で合意もしている。今、問題になっているのは審議時間の問題で、審議時間を何時に終了するかである。公明党からも時間については今後の話し合いだと先ほど言われたので、日本共産党としては合意の方向で協議することに異議はない。ただし、先の委員会では終了時刻を午後5時か6時にすることで話がまとまりかけていたと思っていた。時間を区切るなら予備日を活用して十分な審議をと提案した。1日の審議時間をどうするかについては大いに相談にのる。他の会派の意見を委員長から確認していただきたい。

委員外議員の発言については、前回と変わらずだが、他の会派の意見も聞き、今後の協議で合意点と相違点が明確になってくると思う。

【河崎委員】 神奈川ネットワーク運動は、委員会のインターネット中継を来年度も見送りにすることは避けたいと思っているので、運用に関して妥協するところは妥協していきたい。日本共産党は審議時間を午後5時、6時とすること、委員外議員の発言にかかる回数を1回の発言とし、予算・決算時には3回とする制限で合意が可能なのか。

【宮宥委員】 審議時間の問題では公明党と同意見である。時間を短くするために委員外議員の発言を制限すべきではない。この点は皆さんと話し合いたいが難しいとは思っている。

【河崎議員】 それは、2点において難しいと思っていると理解してよいか。それならば合意は無理である。

【中村副委員長】 委員会のインターネット中継をするということは、どこまで合意されているのか確認したい。

【議事担当係長】 経過的なことになるが、委員会のインターネット中継については、中継を実施することについては代表者会で採択され、合意をしている。ただし、本委員会での協議が始まるまでは実施時期等については未定であった。平成25年1月の代表者会でも、視聴者の視点から委員会運営の方法を検討して、合意できずに保留となった。その続きの検討からスタートすべきものと考えている。

【中村副委員長】 せんだっての委員会協議では、来年の6月から中継を開始するとの発言があったと記憶しているが、今、合意されているのは、委員会のインターネット中継をすることだけと理解してよいか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【中村副委員長】 そうすると、何も具体的な議論がされておらず、今回、初めて協議状況の3点の案件について議論に入ろうとしている。私の意見は

前回の委員会で話したことと変わらず、インターネット中継に関しては積極的にやりたいと思っている。ただし、そのためには委員会の審議をしっかりと見直すことが前提になる。今は時間制限のことを協議しているが、終了時間を決めて、それまでに審議を終わらせるために努力することが、かえって、発言に対して消極的になったり、あるいは発言しようと思って挙手しても時間を理由に発言させてもらえないなど、時間が短くなる分、議論も薄くなる可能性がある。時間が短くなくても議論を厚くするためにはどうしたらよいのかを考えてから、時間を短くしないと本末転倒である。今回、仮に合意しても、この点は継続的に見直していくことを申し送り事項に入れて次年度はそれに取り組みながら委員会中継をしてほしいと思っていた。しかしながら、いまだ大きな部分で合意ができないのであれば、次年度に申し送りになったとしても、問題点だけでも挙げて、次期は実現に近づけるようにしたい。局長からも前回、補正予算でも、という話もあった。次年度の途中であっても合意できれば、補正予算で実現させることも不可能ではない。慌てて拙速に議論するよりも、よいのではないか。

【河崎委員】 副委員長の意見ももっともだが、運用について議論したのは本委員会が初めてではなく、昨年2月の代表者会で具体的な運用について提案があり、議論をした。日本共産党の意見はその当時と今も全く変わっていない。そうなると、今後も全会一致で合意することはかなり難しい。議長から、多数決では決めないよにとの要望があるならば、委員会のインターネット中継は実現できないのではないか。

【中村副委員長】 議長から多数決は取らないとの話があったということだが、委員会中継を実現するのであれば、最終的には多数決をとらねばならないと思っている。永久に近いくらい、全会派が一致することは難しい。来年6月に中継を実施するとしても、改選後のことなので、今期は本委員会で論点を洗い出し、申し送りをして、次期の議員で議論してもらって決めるほうがよいのではないか。

【宮応委員】 日本共産党の意見が皆さんと異なることで、意見がまとまらないとの意見があった。確認するが、委員外議員の発言を1回までとするというのは議案に対してのものか。その委員会全体においてか。予算・決算については3回までというのは、歳入・歳出それぞれで3回か。

【議事担当係長】 議案単位である。予算・決算については一般会計と考えていただきたい。

【宮応委員】 委員外議員の発言は、会議規則で定められている。市民サービスとして委員会中継を導入することによって、委員外議員の発言を制限することに異質なものを感じる。言論の府である議会の審議がどうあるべきか、どういうふうに深まるかが、委員会中継の実施によって議論の時間を短くされるのは本末転倒だと思っており、同様の発言をされた委員もいた。議会の審議のありようというところで、会議規則というのは定められるべきものだと思っている。市民サービスで委員会中継を行うことも重要なことではある

が、そのことで会議規則を変えることは本末転倒ではないかというのが日本共産党の意見である。神奈川ネットワーク運動は、委員会中継を実現するためには委員外議員の発言については妥協するというのか。

【河崎委員】 本来は委員長の運営で進行するべきとの意見であるが、委員会のインターネット中継によって、議会をさらに公開していくことのほうが、より重要だと考えるので、1議案につき1回ということであれば妥協してもかまわない。

【宮応委員】 明るいまらい・やまとも同様の意見か。

【赤嶺委員】 この案件にかかわってすでに4年目になる。その間に結果が出ていないというのは、かなり問題があると思っている。そういった意味では多くの意見から合意点を見つけて、合意して実現できるのであれば積極的に判断していきたい。

【宮応委員】 今、問題になっているのは委員外議員の発言であるが、それを中継実現のために、会派として妥協するのか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。これまでは、過去の議会運営委員会で決定された申し合わせ事項で進めていくことで合意をしていた。しかし、この点で合意ができないのであれば、案4の委員外議員の発言の回数制限を受け入れる。ただし、この合意には委員会のインターネット中継の実現が伴うことが条件である。

【宮応委員】 日本共産党は、委員外議員の発言は何でも自由にできるとは思っていない。それは皆も同じ理解であると思う。委員長に諮り、委員会の許可を得て発言ができるものである。そのような縛りがあるのに、さらに回数の制限までしなければだめなのか。

【吉澤委員】 そのとおりである。

【宮応委員】 それはなぜか。

【吉澤委員】 委員長の権限と言うが、回数を明確にしておかないと、実際には委員長も止められないほど何度も発言するケースがないとは言えない。

【宮応委員】 そういうことがあってはならない。そういうときは、議会事務局がきちっと注意をしなければならない。

【吉澤委員】 そうは言えないと思う。

【河崎委員】 事務局は注意ができない。

【宮応委員】 それで数値を明示して縛りをかけなければならないのか。

【吉澤委員】 もちろん、全体的な時間などを明確にしていくことも大事だが、あくまでも委員外議員の発言である。本来、委員会は委員が意見を発すべき場である。委員外議員の発言をフリーにしておいて果たしてよいのか。他市では委員外議員の発言自体が何の事かと理解されていないところもある。そういった意味では本市は進んでいるとの意見もあったが、果たしてそうなのか。明確に制限したほうがよいというのが公明党の意見である。

【木村委員長】 公明党は、時間についても、委員外議員の発言についても意見を出しているが、それ以外にも委員会運営について、さらに検討すべき

ことがあるということか。

【吉澤委員】 そのとおりである。

【木村委員長】 新政クラブも公明党と同様の意見であると思うが、そうすると資料1にある合意すべき3点以外にも、検討する条件がさらに出てくる。

【宮応委員】 仮にここで日本共産党も合意して協議を進めても、また次の問題が出て合意できない可能性もあるということか。

【木村委員長】 出てくるとも考えられる。すでに委員会も4回目であり、開催できる回数も限られている。本件は7月22日までに結論を出すことを目標にしていたが、このような状態である。次の諮問事項もまだ未協議の中で、本件はここで打ち切り、来年度の委員会中継実施も保留して、申し送りとしなければならないところまで来ていると思っている。

【井上委員】 仮に、今回の協議で日本共産党も含め、全会一致で合意できれば市側と交渉できるのか。

【事務局次長】 事務局としては、合意点が整った段階で議会の意思として、委員会のインターネット中継の話を市側にできると思っている。市側の意見の有無については、確認をして本委員会に報告したい。議会としての意思が定かでなければ、市側に話ができないことは、先ほどお話したとおりであり、議会の意思として決まれば、事務局から市側に話をするのは当然の流れとなるが、返事がどうなるかは今のところ不透明である。

【木村委員長】 公明党や新政クラブから出された予備日に関する部分の削除も含めて、きょう果たして合意できるのか。

【宮応委員】 今の話は、まだ協議の入り口の1番目だけである。これからも意見が出てきそうであるし、途中で合意できなくなる可能性もある。

【河崎委員】 まず、その入り口の1番目から突破していかないと次の課題すら見えてこないのに、それを想定してそれらと一緒に議論しようとするのはおかしいと思う。

【宮応議員】 次に出てくる課題が何かということが問題ではなく、1番目をクリアしたから全てよいということではないということを確認したかった。この件については持ち帰らせていただきたい。日本共産党の見解からすると、ここは質的に違ってくる問題である。他の会派は妥協するとのことだが、日本共産党が妥協できるかどうかは持ち帰りとし、次回に回答したいがどうか。

【河崎委員】 その回答がきょうと同じ答えであれば、意味がない。

【宮応委員】 答えは二通りある。議長の考えのとおり、ここで合意できなければ委員会中継に関しては行わないということになるし、日本共産党がここまでは譲歩できるということで第一関門がクリアできれば、委員会中継を実現するための次の段階に進むことになる。

【木村委員長】 事務局に確認するが時間的にそれで間に合うか。

【事務局次長】 来年度予算については、秋口が本番になる。これまでの間に市側の意向を確認する時間を確保させてもらいたい。そのためにも、次回には議会として意思統一した結論を出してほしい。

【赤嶺委員】 前回の代表者会でも全会一致に至らず、予算要求できなかつた。今回も日本共産党が持ち帰って検討するということだが、それで反対となれば、次年度に持ち越しても結論が変わる可能性は低い。それならば、日本共産党を除く会派では合意をしているという結論を形として出しておくほうがよいのではないか。その後、日本共産党が合意の意思表示をしてもらえれば、次回委員会を待つ必要はなく、正副委員長に合意の結論を伝えることで市側に委員会の結論を提出できると思うがどうか。

【宮応委員】 よれでもよい。態度表明は簡単である。妥協できるかできないかであるので、妥協できなければ議長の見解もあることなので今年度はこれ以上進めることはできなくなるし、妥協できれば次に進める。

【木村委員長】 皆さんの意向はどうか。ここで協議を打ち切るか、次回まで日本共産党の回答を待って結論を出すか。

【宮応委員】 赤嶺委員の提案のとおり、次回まで待たず、他の会派の態度が合意で明らかならば、本会派は今週中に団会議で協議し、結論を委員長にお伝えする。

【木村委員長】 日本共産党の結論がどうであったのかは、次回の冒頭で私から皆さんに報告する。それでよろしいか。

全 員 了 承

【井上委員】 仮に全会一致の結論が出たならば、その結果を市側に伝えて、次回の委員会開催は、市の回答をもらった上で招集していただきたい。

【宮応委員】 そうでないとは本件は進まない。

【木村委員長】 検討には公明党の予備日のただし書きの削除も含むものか。

【吉澤委員】 最初から言葉として残す必要がないということである。

【河崎委員】 予備日ありきではなく、緊急やむを得ない場合という今までの運用のとおりと理解している。

【赤嶺委員】 確認したい。資料1の①については案3。②については案4。時間制限は設けない。予備日は活用しない。以上でよいか。

【河崎委員】 予備日は今までどおりの考え方である。

【宮応委員】 時間については、まだ話しができていないのではないのか。

【木村委員長】 公明党の意見では時間はフリーではない、ということでしょうか。

【吉澤委員】 もちろん、フリーではない。

【宮応委員】 午後5時、6時ではないということと理解しているがどうか。

【吉澤委員】 先ほど、中村副委員長が言われたように、時間に追われて意見が止まるのでは本末転倒だと言っている。午後6時で終わるのであっても、委員の中でしっかりと議論が尽くされるのであれば、それはそれで問題ないと考える。

【宮応委員】 それができるということは、その時点で審議が終わるのかど

うかという問題である。

【吉澤委員】 その中にさまざまな運営方法、運用をしっかりと検討していかなければいけないということがある。今は委員外議員の発言だけしか協議していないが、運用の仕方についても予算・決算の省略については合意している。省略の仕方、議員側の質問の仕方、いろいろなことを今後検討すべきではないのかということ、公明党と新政クラブが意見を出している。

【赤嶺委員】 公明党の意見は、時間については制限を設けるということでよいか。

【吉澤委員】 そこはまだはっきり議論されていないのではないか。

【木村委員長】 今は委員会のインターネット中継を行うことを前提に協議をしている。今までどおりの運営ではないとの理解でよいか。

【吉澤委員】 短くするためにはどうするか運営方法については、これからである。

【宮応委員】 短くするためにではないはずである。十分な審議をするために、である。そうでないと本末転倒になる。

【吉澤委員】 もちろん、十分な審議をした上で、である。

【木村委員長】 十分な審議をした上で、時間も縛られるということではないが、ある程度、終了時期も決めておくべきだということでのよいか。

【河崎委員】 時間については、まだ漠然とした議論になっている。十分な審議を尽くすことを前提に午後8時くらいまでは行うという考え方と、けれども中継は何時までと決めて打ち切るという議論もあった。この点はまだ合意できていないのではないか。

【木村委員長】 それも含めて結論を出してもらいたい。

【宮応委員】 今の河崎委員の言ったことは重要な問題である。市民が出した陳情は前回も話が出たように、日程の最後の審議である。市民が聞きたいのは会議録が手元にないような、わかりづらい論議よりも自分の地域の問題として出した陳情であり、それぞれの委員がどういう立場で発言してくれたのが、一番関心がある。それが一番最後の日程になっている。

【木村委員長】 協議の途中であるが、事務局長が別の公務のため退席する。

事務局長 退席

【赤嶺委員】 時間については、これからも協議をすると思う。今回市側に伝える時には、資料1の協議状況3番目にある「その他取り組み状況」の中に時間と予備日についての記載があるが、これを削除して出すことはできないか。

【井上委員】 恐らく市側はここを一番重要視していると思う。これがないと協議に応じない気がする。

【赤嶺委員】 まず合意して、議会の意見を統一して提出することが求められており、資料1に記載されている全てに結論を出して提出する必要はない

と考える。合意して議会の意見として固まったものを市側に投げかける必要があると思う。それを踏まえ市側からの意見があると思うので、その際に合わせて時間について協議をするほうがいいのではないか。その他の部分を削除して市側に投げかけた回答として、時間についても協議をしてほしいという市側から意見があるかもしれない。

【井上委員】 時間については絶対にあると思う。

【赤嶺委員】 その場合はもちろん議論はするし、先送りして協議すると提案もしている。

【中村副委員長】 そもそも、インターネット中継だから、午後5時、6時ぐらいに終了するという話が出たのではないか。何も無い中でどうやってその時間を担保できるのかという考えから、説明を簡略化することや委員外議員の発言制限などが上がってきた。終了時刻を決めるために、この議論になっている。時間を短縮するための担保として、資料1の①・②があるのではないか。

【木村委員長】 議長も、委員会の審査時間短縮について意思統一できるかどうかポイントであると言われているようだ。それを合意できるかが、かなり大きな要素であり、合意できないようであれば慌てて進めてもらいたくないという中で、時間というのは中村副委員長が言ったとおり、かなり重要なポイントであると思う。

【赤嶺委員】 本会議で一般質問がインターネット中継されている。一般質問のライブ中継を実施する際に、時間を短くするという議論はあったのか。

【宮応委員】 時間が短くなったことはない。

【木村委員長】 むしろ、過去に25分から30分になった。

【議事担当係長】 平成19年から20年まで設置された議会改革検討協議会の中で、質問時間の統一化が検討され答申された。それを受けて、代表者会で採択され、平成20年12月に市側に協議を申し入れて、協議が整って現状の30分ベース、各党派代表的質問者に10分を加算というルールになった。本会議のインターネット中継が平成18年の後半から始まっているので、中継の方が先で、一般質問時間の統一化の話が後になる。

【宮応委員】 統一化のときは、時間の短縮ではなく、議員個人の時間を保障するという意味合いが強かったと思う。

【中村副委員長】 時間を短縮して、厚い議論をするのであれば、最終的には持ち時間制をしなくてはならないと思っている。終了時間が事前にわからなければ時間の短縮は図れない。一般質問の中継ができてるのは、1人当たりの持ち時間がわかっているからである。答弁を入れてもおよその目安がつく。一般質問が午後10時、11時になることはあり得ない。委員会でも1人の持ち時間が決まれば、持ち時間を念頭におき、質問の質も向上する。質問時間が決まっていれば、終了時間が際限なく延びるということもない。それを今、この場で協議を始めると話もまとまらないと思うので、1つの項目として来年度の検討事項として先送りにしたい。今ここで合意が得られないのであれ

ば、そういったこともパッケージにして、来年度にはこういった項目を検討して、委員会のインターネット中継をしてほしいと申し送りたい。今、ここでまとまる方向で話が進んでいるが、合意ができる部分は市側に伝え、次年度の検討事項は整理した上で申し送りとしてほしい。

【河崎委員】 午後5時か6時終了というところは、議長がとてもこだわっているとの話であったが、ここは合意できるのか。

【木村委員長】 午後5時か6時終了というよりは、委員会の時間短縮についてである。議論を尽くしてということになれば、予備日についての協議もしなければならぬ。終了時刻も午後5時、6時ありきではないという意見も出るだろう。それらも含めて結論を出していかなければならぬ。

【宮応委員】 委員会中継のために、時間短縮をする提案は、本末転倒であると日本共産党は主張してきた。しかし、午後5時、6時で終了するならば、その時点でいくつも議案を残していれば、当然、審議の続きは予備日を活用すべきという提案をした。だから議会事務局のまとめた資料1の協議状況にもその内容が載っている。私の印象では、当初、公明党は午後5時か6時終了というところで合意したのかと思ったが、各会派が持ち帰り、会議録も検討した結果、公明党は中継のために時間短縮するのは本末転倒であるとの見解であったので同意だと思った。しかし、持ち帰った結果が、時間短縮について委員外議員の発言の制限という結論だったので、それについては、きょう持ち帰り、速やかに団会議を開いて委員長に日本共産党としての結論を回答したい。そうなると、2番目の項目でどういう協議になるのか。議長が多数決ではなくと言いつつ、やはり一番のポイントは時間短縮であると言うなら、日本共産党としてもじっくり考えなくてはならないと思っている。いずれにしても、速やかに結論を出したい。

【木村委員長】 意見の合意が見られない中で、結論を出してもらうのはよいとしても、本件はそれ以外の事項についても、次回を含め結論をまとめきるのは難しいと判断している。

委員会のインターネット中継については、この委員会での審議はとどめて、議長報告は来年度以降も審議していくということにしたいと思っている。

【河崎委員】 本委員会の実施要領を定めた時に、合意で進めるということの中には、多数決とまではいかないけれども、議長が皆の意見を踏まえて決断をしていくとのことであった。そのため、代表者会での協議とせずに、議会改革実行委員会で協議していくことになった。代表者会と同じような協議であれば、何のために本委員会をつくったのか、私は甚だその部分で納得できない。

【木村委員長】 私も同じ思いである。実行委員会であるので実行していかなければならないと思っている。

【河崎委員】 実行委員会である以上、タスクフォースである。これが期限までに決められるから実行委員会なのであって、いつまで議論していても実現できないのであれば、今までどおり代表者会で議論していればよい。本委

員会の存在意義から疑わしいという思いである。

【木村委員長】 非常に残念である。

【河崎委員】 残念なのではなく、これから努力してほしい。

【木村委員長】 議長としての意見が、合意される方向であれば進めてほしいとのことである。そういう意味で私も非常に残念だと言いたかった。

【河崎委員】 議長の所信表明で、委員会のインターネット中継は非常に重要な要素であった。それをほごにするつもりなのか。

【木村委員長】 そこまで私には答えられない。当初1回目の委員会のときに、議長と同じ会派の新政クラブから全会一致というのはハードルが高く、不可能に近いので多数決ルールを本委員会に与えてほしいとの提案がされて、委員の皆がそのつもりでいるが、議長から現時点では多数決は避けて、なんとか歩み寄ってほしいとの話である。それが難しいのであれば、来年度からの実施はやめてほしいという意向である。

【赤嶺委員】 つまり合意をすればいい。

【木村委員長】 日本共産党の返事がとれていない。

【宮応委員】 待ってほしいと言っている。

【赤嶺委員】 日本共産党は、後で団会議を開催して意見をまとめて回答すると言っている。他の会派の合意ができていれば形にはなる。

【木村委員長】 今まで出てきた以外の課題も、今後出てくる可能性もある。それを予測することはできない。

【赤嶺委員】 何が出てくるか予測できないから結論が出せないということであれば、そもそもこの議論をしている意味がない。

【宮応委員】 委員長は、まだ残念だということは言わないでよいのではないか。諮問事項の入り口の一番目の課題を、日本共産党がどう回答するかの話である。この後、2番目、3番目と課題が出てくる可能性もある。まだ、委員長がそこまで言わなくてもよいのではないか。

【木村委員長】 議長の意向を皆に伝えたものである。間違っているとしても困るので、同会派として新政クラブの意見を確認したい。

【井上委員】 我々も困っている。

【赤嶺委員】 合意ができる妥協点を探って、合意ができるのであれば、これまでの私たちの考えを変えて妥協してきた。それでも合意できないのは非常に残念である。やはり、合意を得るといえるのはお互いに妥協をする必要がある。日本共産党の結果を待ち、合意できないのであれば、この諮問事項は終了とし、妥協が可能であれば市側に資料1の合意点を投げかけてみるという提案をさせてもらったが、それも難しいようだ。今期で結論を出すのは不可能ではないか。

【河崎委員】 まだあきらめず、日本共産党の回答を待ちたい。

【井上委員】 日本共産党がイエスかノーかを近日中に委員長に報告すればよいのではないか。

【宮応委員】 回答できるのは委員外議員の発言についてだけである。時間

については、まだ協議が進んでいない。公明党も午後5時、6時でいいのかと聞いたら、それは資料の記載を読んだだけだと言っている。まだ協議状況の3番目まで話は進んでいない。

【吉澤委員】 細かい運営に関する部分をどうするかということである。

【河崎委員】 事務局としては、終了時刻を午後5時、6時という点が合意できなければ、市側との交渉ができないのか。

【事務局次長】 これまでの皆さんの議論の中で、資料1の協議状況の3点について、集約されてきていると認識している。3点目の「その他の取り組み」についても、これまでの話の中で各常任委員会の終了時間は、午後5時か6時とし、もし時間が足りなければ予備日の活用を考えていたと伝えさせていただく。ただし書きを削除するのであれば、終了時刻は必ず午後5時か6時ということとなる。

委員長の進行管理で終了時刻の目標は、午後5時か6時ということは変わらないが、それ以上に時間がかかる場合は審議を継続するのもやむを得ないということ、皆さんが合意できるのかどうかである。

【河崎委員】 時間について合意ができ、委員外議員の発言を1議案1回、予算・決算の際には3回までということ、日本共産党が合意できれば、市側と話ができるのか。

【事務局次長】 議会改革実行委員会で意見が集約されたなら、事務局から市側に対して、本委員会では議会として意見集約ができた、委員会のインターネット中継の実施を考えているが市側はいかが、と聞くことは可能である。

【河崎委員】 現在の議論の中では、委員外議員についての取り扱いについて、日本共産党から合意できるとの回答がもらえれば、次回の本委員会までに市側と話し合えるのか。

【宮応委員】 時間の話は決まっていない。

【事務局次長】 すでに協議状況の概要については市側に伝えてあるので、部分的に削除があると、内容によっては話が後退したと市側に受け取られかねない。表記の部分では意見集約していただいたほうがよい。

【河崎委員】 終了時刻の詳細について、結論まで話が進んでいなくても市側と話が可能なのか。

【事務局次長】 意見集約が2点だけであるなら、それだけで市側と調整するしかないと思っているが、協議状況の3点目についても市側には伝えてあるので、できれば交渉の場では何らかの形で結論を出していただいたほうが市側には投げかけやすい。

【河崎委員】 次回までに、市側との話し合いができていなければ、いつになったら市との議論を詰められるのかという懸念があるので聞いている。

【宮応委員】 それは冒頭で事務局から、市の意向は保留するとの報告があった。理由は、議会側としての意見の統一がされていないから保留したということであった。統一されるというのは、現在、日本共産党が持ち帰りを申し出た委員外議員取り扱いに対する回答と、時間の件についてである。時間

について結論が出れば、議会の総意として、話を事務局から市側に持っていき、回答ももらえらると思っている。

【木村委員長】 確認のため、市側との話し合いのために結論を出すべき項目を事務局から改めて明示してほしい。

【宮応委員】 協議状況の3点と理解している。

【木村委員長】 しっかりと確認したいので、事務局から回答してほしい。

【事務局次長】 まず、資料1の協議状況の1点目、予算書・決算書の説明の省略について、これは案3となる。

【木村委員長】 1点目は合意できている。

【事務局次長】 2点目、委員外議員の発言の制限。これについては日本共産党を除き、案4で合意している。

3点目が「その他の取り組み」で、前回まで「各常任委員会の終了時間は午後5時か6時とし、委員長が進行管理する。ただし、例外として、どうしても終了しない場合は予備日1日を活用する」、という案であったが、これについては、公明党からただし書きを削除したいとの提案が出ている。ただ、単純に削除とすると、終了時間が定まってしまうので、この表現については注意しないといけないと思われる。

これらが合意されれば、意思統一が図れたということになるだろうかと思う。

【木村委員長】 午後5時か6時という言い回しをどのようにすれば、市側に投げかけることができるのか。

【宮応委員】 事務局に聞くことではない。今、事務局が言った3点については、以前、資料1が提示されたときに日本共産党も妥協していた。ところが、2回目に公明党と新政クラブから新たな意見が出され、それでは妥協していたものと内容が違ってくるので、保留している。

【木村委員長】 協議状況の1点目は全会一致でよいとして、2点目が案4で、果たして全会一致できるのか。また、3点目の「その他の取り組み」では、ただし書きについて、公明党の提案に合意しないと全会一致とはならない。これらを結論として、意思統一しないと市側に投げかけられないということではどうか。

【事務局次長】 3点目のただし書きを単純に削除すると、各常任委員会の終了時間は午後5時か6時とすることとなり、審議がすべて終了していても終わらなければいけないことになってしまう。この言い回しについては検討が必要である。

【中村副委員長】 例えば、「原則として午後5時か6時とする」という表現ではどうか。

【事務局次長】 それも1つの案である。

【中村副委員長】 そもそも「午後5時か6時」という表現も曖昧である。時間を決めるのであれば、午後5時、6時に終了して、なおかつ議論も審議も尽くされている委員会審議がどうあるべきかを考えないと、ただ時間だけ短く区切るだけになってしまう。本当はそれについての議論をしたい。ただ

し、その議論を始めると際限がなくなってしまうので、問題提起だけはさせていただきたい。ここで合意を図るのだとすれば、「原則として午後5時か6時」と表現すれば、ある程度の歯どめが持て、一応、終了時間を決められる。少なくとも原則として午後5時か6時とすれば、午後10時、11時となることは考えにくい。

【河崎委員】 予算や決算審議でないときに、午後5時か6時になることはない。そう考えると、「原則として午後5時か6時」という表現もおかしい。

【宮応委員】 公明党に提案したい。「その他の取り組み」のただし書きを削除するという提案をされたが、削除だけでよいのか。午後5時、6時の部分はそのままでよいのか。そうではないはずである。

【吉澤委員】 それはまだである。

【宮応委員】 まだだと言うが、すでにその部分の論議に入っている。ならば、きっちりとした公明党の提案をしてほしい。

【鳥淵委員】 だらだらとした論議をするのではなく、常識的な時間で終わるように進めていく。これについては委員長にしっかりとした進行管理をしていただかなくてはならない。個人的には、委員会の中で委員長の議題に関する発言についても配慮すべきだと思っている。「予備日1日を活用する」との記載があることは、公明党としては削除して、可能な限り1日の中でしっかりと審議をし、時間にとらわれて十分な審議をしないということがあってはならない。

【井上委員】 ただし書きの削除ではなく、予備日の部分を削って「ただし、例外もあり得る」としてはどうか。

【赤嶺委員】 終了時間の目安は午後5時、6時か。

【河崎委員】 目安ではなく、午後5時、6時以降にならないように委員長が進行管理することだと思う。午前中で終わってもよい。

【赤嶺委員】 早目に終える努力はするということである。終了時間の目安を午後5時、6時とするが、審議が終結していない場合はこれを延長する。

【河崎委員】 公明党の意向を踏まえれば、「予備日1日を活用する」というところを削除するくらいにしたほうがよい。最初からこれを記載すると、どの委員会も予備日1日に重なる場合がある。

【宮応委員】 予備日は1日も使わない。半日である。

【吉澤委員】 それはわからない。

【河崎委員】 どの委員会も予備日を活用することになれば、どうなるかはわからない。

【中村副委員長】 一般質問の際には会議の延長を宣言している。何時を過ぎるときか。

【宮応委員】 午後5時である。

【中村副委員長】 それなら、通常は委員会も午後5時に終了することになっているのではないのか。委員会は違うのか。

【議事担当係長】 会議規則の会議時間については、委員会はその制約を受

けない。

【中村副委員長】 そうであれば、原則は午後5時としておけば早く終わっても問題ない。午後5時を過ぎる場合には委員会に諮り、議論が終わっていないことを理由に延長すればよい。

【井上委員】 それが例外である。

【宮応委員】 なぜ委員会は会議時間の規定がないのか。本会議と委員会の違いは何か。本会議は午前9時から午後5時までだが、委員会には規定がない。そういう制限はないのか。

【河崎委員】 委員長も時間の延長については委員会の中で宣告してない。

【宮応委員】 規定がないからである。

【木村委員長】 本会議はその宣告をしないと無効になってしまう。

【事務局次長】 本会議は規定があるが、委員会は会議規則や委員会条例に委員会の会議時間の規定はない。

【宮応委員】 ならば、午前7時からでも始められる。

【議事担当係長】 まさにそういった機動的な開催が考えられる。規定がない理由については申しわけないが考えたことはない。

【井上委員】 時間については、市側から何らかのことは必ず言われると思う。

【赤嶺委員】 終了時間は原則として定めておき、例外としてこれを延長する案と、ただし書きを削除する案の2案が出ている。

【井上委員】 延長だけではなく、短い時間で終了する場合もあるので、例外もあり得るという表現でよいと思う。

【宮応委員】 それを公明党に質問した。本末転倒というのであれば、終了時間が午後5時、6時でいいのかを聞いての先ほどの回答であった。ただし書き以降の全てを削除すれば、会派の提案趣旨と異なると思っていた。

【井上委員】 この点、公明党は合意できるのか。

【木村委員長】 公明党は、ただし書きの部分削除せず、「ただし例外もあり得る」という文章があっても合意できるか。

【吉澤委員】 予備日の記述がなければ問題ない。

【井上委員】 それなら、あとは日本共産党が委員外議員の発言について合意できるかどうかである。

【宮応委員】 そういうことになる。時間の部分を「例外もあり得る」として、議論が終わらない場合は、午後7時、8時、もっと白熱すれば9時になるかもしれない。私が言った予備日というのは、午後5時、6時には終わりにして、時間延長をしないケースの例外として、予備日を提案したのであって、当日の時間延長等が例外として認められるのであれば、きちんとした審議が保障されるということになり、その場合は予備日の部分を削除することはやぶさかではない。

【河崎委員】 「各常任委員会の終了時間は午後5時以降にならないよう、委員長が進行管理する。ただし、どうしても終了しない場合は時間延長する」

ということで皆が合意できないか。

【宮応委員】 「午後5時か6時とし」でよい。

【河崎委員】 予算・決算の議案がないときは、午後5時、6時までかからずに、午前中で終了するときもある。

【赤嶺委員】 「例外もあり得る」という文言をただし書きで入れればよい。審議が完了したので、それならば終了時間に至らなかったが終了するということになる。

【鳥淵委員】 途中で審議が全て終わったのに、午後5時、6時まで行う必要はない。

【宮応委員】 本会議でもそういうケースは多々ある。

【井上委員】 本件については、あとは日本共産党の結論を待てばよいのではないか。

【木村委員長】 時間については、「各常任委員会の終了時間は午後5時か6時とし、委員長が進行管理する。ただし、例外もあり得る」となる。

各会派で持ち帰り、お盆前くらいには協議状況の3点について、合意できるか諮ってほしい。全部が合意できた段階で事務局から市側に投げかけてもらう。

【赤嶺委員】 今、この場で合意しないのか。

【木村委員長】 日本共産党に持ち帰りの案件がある。

【吉澤委員】 次回、日本共産党から持ち帰りとなる委員外議員の発言についての回答が出て、きょう協議してきた全ての項目で皆さんの合意が得られれば、その段階で初めて市側に示すほうがよい。

【木村委員長】 確認する。日本共産党からの返事は2、3日先になるが、協議状況の1点目、予算書・決算書の説明の省略についてはこれで合意とする。

2点目の委員外議員の発言については、公明党提案の案4が、日本共産党を含めて合意できた段階で、議会の統一意見となる。

3点目の「その他の取り組み」については、「終了時間は午後5時か6時とし、委員長が進行管理する。ただし、例外もあり得る」、との内容を盛り込む。

大きなこの3点が、全会一致できれば、市側に議会の統一された意見として持っていくということでしょうか。これで市側からの回答をもらえんと思つてよいのか。

【河崎委員】 3番目については、例外もあり得るという内容で合意する。

【木村委員長】 ほかの会派はどうか。

【井上委員】 今はまだ第一段階の合意である。今後、検討すべき事項は、必ずいっぱい出てくる。

【木村委員長】 具体的な委員会の進め方では出てくるだろう。進め方となると、本委員会での今期の協議は難しい。今回は次年度の予算を確保できるかどうか、最低限の部分を皆さんの会派が合意してくれたとして、事務局から市側に示してもらいたい。

【事務局次長】 予算が必ず確保できるかどうかはわからない。日本共産党から、合意の回答を何日か後にもらえれば、本委員会での意見統一ができたとして、理事者側に投げかける。理事者側には意見をいただきたいと伝えてあるので、もらえれば、その内容は皆様へ速やかに返していきたいと思っている。

【宮応委員】 委員外議員の制限で案4ということだが、委員を出していない会派の委員外議員の発言の制限について触れているが、会派に属さない議員の発言はどうなるのか。この資料1の記載では何ら触れていない。会派に属さない議員の取り扱いをどうするか考える初めてのケースではないか。それを確認しておかないと、本会派の対応にも影響があるかもしれない。

【事務局委次長】 これまでの委員会審議では、会派に属していない議員が属する委員会は委員として発言している。それ以外の委員会では委員外議員として委員会の許可を得て発言していたので、会派に属しているかないかにかかわらず、委員外議員として扱われる。

【木村委員長】 会派の所属にかかわらず、議員としての発言機会は平等ということである。

【宮応委員】 委員外議員であれば、会派の所属に関係なく、1議案につき1回、予算・決算のときには3回であると理解した。

【井上委員】 同じ対応にしておかないと、議会基本条例の中の議員平等の原則に反する。

【宮応委員】 委員会に属していないということでは、会派の所属にかかわらず、委員外議員として同等に保障されるということに理解した。

【事務局次長】 この件の取り扱いについては、本委員会の中で決めていただく。

【木村委員長】 会派に属さない議員の取り扱いについては、この後の諮問事項にもなっている。

【宮応委員】 委員外議員についての日本共産党の意見は数日中に回答するが、それ以外のものについてはいつまでか。

【河崎委員】 日本共産党以外は合意しているのではないか。時間については、ただし例外もあり得る、ということで公明党もよいはずだと思うがどうか。神奈川ネットワーク運動はそれでよい。

【宮応委員】 日本共産党も時間のところはそれでよい。

【赤嶺委員】 あとは②の案4だけである。

【井上委員】 案4かどうかの回答を聞くだけである。

【宮応委員】 日本共産党の委員外議員の回答だけであることで了解した。

【河崎委員】 合意がまだなのは、委員外議員の発言だけでよいのか。

【宮応委員】 そうということである。

【木村委員長】 事務局に確認したい。②の案4の回答を待って、協議状況の3点を含めて、これが全てクリアできれば市側に議会の統一された意見として示すことができるということにどうか。

【事務局次長】 事務局として、どの項目が合意できたか、できないか、よしあしは判断できない。この委員会の中で今、この3点の合意ができたということであれば、投げかけをする。市側からどのような返事があるかはわからない。今の段階では、この3点だけが合意されていて、皆さんがこれでいいという判断であれば、事務局は市側に示していくということとなる。

【宮宥委員】 合意がされず、議会側の意思統一がされていないと市側に言える状況ではなくなる。それを理由に市側の意向が保留されることはなくなるということを確認したかった。

【事務局次長】 意思統一ができたのであれば、議会として、この3点を市側に示していくことになる。

【木村委員長】 ②の案4について、日本共産党以外は、そのも含め、もう異論がなく、日本共産党の回答をもらった上で、意思統一ができたことを事務局に伝え、市側に投げかけてもらう。第5回目の委員会の時には市側の返事がもらえるということによろしいか。

【事務局次長】 市側も都合があるので、返事がもらえるところまでは約束しかねる。事務局としてはできるだけ早く返事がいただきたいと話をさせていただく。その結果については次回、委員長に報告するなり、状況がわかれば、速やかに連絡したい。

【赤嶺委員】 市側のまとまった意見があれば、調整しやすいと思う。これを市側に提出して、市側から意見があった場合、それを事前配付してもらえば、次回の委員会に会派の意見をまとめてくることができる。もし、早目の対応ができるのであればお願いしたい。

【木村委員長】 この件は日本共産党の回答を待ち、合意ができれば、それを事務局から伝えてもらい、市側の返事を待つということによいか。

全 員 了 承

【木村委員長】 本日は日程1についての上承をもって終了としたい。日程2については次回には協議に入れると思う。きょうのところはこれで終了する。

午後2時47分 閉会